

2010年7月6日

警察庁長官 安藤 隆春 様  
警視総監 池田 克彦 様

明るい警察を実現する全国ネットワーク・東京

弁護士 清水 勉

同 堀 敏明

同 増田 利昭

【連絡先】 〒160-0003 東京都新宿区本塩町12番地  
四谷ニューマンション309 さくら通り法律事務所  
TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

## 申入れ書

### 第1 申入れの趣旨

- 1 職務質問を警察官のノルマとすることを中止すること
- 2 任意の捜査における顔写真の撮影及び指紋の採取をノルマとすることを中止すること
- 3 軽微な事件の被疑者について顔写真の撮影及び指紋の採取を禁止すること
- 4 任意性を欠く顔写真の撮影・指紋の採取、3に違反した顔写真の撮影・指紋の採取については、それらの個人データの抹消請求権を被疑者に保障すること

### 第2 申入れの理由

#### 1 明るい警察を実現する全国ネットワーク

明るい警察を実現する全国ネットワーク（代表：弁護士清水勉）（以下「警察ネット」という。）は、警察官の職場改善を主な目的とする、弁護士を中心構成員とする市民団体です。

日本国憲法は労働者の基本的人権として団結権を保障しています。しかし、地方公務員法では、警察官の団結権を禁止しています（第52条第5項）。労働基本権がなくても、人事委員会が適切に対応するという考えなのかもしれません（第8条第1項第9号）。

しかし、実際には、人事委員会では対応しきれない様々な問題が警察官の日常業務の中で起こっています。私たちはそういう問題の改善、解決に役立ちたいと考えています。

## 2 ノルマ仕事

警察官の日常業務の中で起こっている典型的な問題が様々なノルマ仕事です。

警察の交通取締りがノルマ仕事であることは、ほとんどの国民が知っています。これは国民の警察に対する不信の原因になっており、現場の警察官との溝になっています。しかし、ノルマは交通取締りではありません。職務質問も、任意捜査の被疑者の顔写真の撮影・指紋の採取もノルマになっています。その主なターゲットは子どもであり、女性です。御し易いということでしょう。これによってノルマを達成することはできるでしょうが、国民の警察に対する不信感は広まり、深まるばかりです。それで、「一般の人々が犯罪捜査に協力してくれなくなった」と言っても、“自業自得”です。

現場の警察官もノルマとして行う取締りに問題があることを承知しながら、上司の指示には逆らえず、イヤイヤながら従っているというのが現状です。

## 3 秋葉原での職務質問とその後の捜査

### (1) 秋葉原で何が起きているか

秋葉原殺傷事件以降、秋葉原が職務質問のメッカになっているという話をよく聞きます。確かに日常的にあちこちで複数の警察官が、ひとりで歩いている気の弱そうな男性の通行人を呼びとめてはバッグを開けさせ、中身をチェックしています。犯罪予防ではなく、職務質問ノルマであることは明らかです。このような職務質問を受ける人たちが警察に対してどのような気持ちを抱くか考えたことがおありでしょうか。

一昨年11月、以下のような事件がありました。

### (2) 強引な職務質問

同日午後2時半頃、男性(M)は、買い物で秋葉原を歩いていたときに、後ろからひとりの警察官(A)に声をかけられ、いきなり荷物を見せるよう言われた。職務質問の要件(「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑われる相当な理由)を明らかに欠いていた。警察官はMに鞆を交付させ、鞆を開け、中から十徳ナイフを取り出した。警察官は、「長さが6センチを超えると違法だ」といいながら、ナイフの刃渡りを測り始め、「6.8センチ」と言ったが、Mには確認させなかった。後日、Mが同じ物を買って確認したところ、刃渡りは5.2センチメートルしかなかった。警察官の説明した基準によったとしても軽犯

罪法違反にさえ該当しないことが、事後に明らかになった。警察官は嘘をついて軽犯罪法違反に仕立て上げたのである。このような行為が軽犯罪法第4条違反であることは明らかである。

警察官は、「交番に来てもらうことになる」と言い、拒否する余裕を与えず、すぐ近くの交番に行くことを強要した。

### (3) 交番で警察官に取り囲まれ

Mが交番内に入ると、5～6人の警察官に取り囲まれ、外に自由に出られる状態ではなかった。事実上の身柄の拘束であり、逮捕行為である。

Mは、身分を確認するものを示すよう言われ、身分証などを提示し、身分を証明したが、帰ることを許されなかった。警察官(B)は「警察署までパトカーで連行する。時間は多少かかる」と言った。Mは何が何だか理解できず混乱する中で、「とりあえず自宅に電話をさせてください」と頼んだが、当初拒否され、その後何度か頼んで、やっと電話をさせてもらえた。

### (4) Mの弁解に耳を傾けない警察官たち

しばらく経つとパトカーが来て、パトカーに乗せられ、後部座席中央に座らされ、両脇に警察官、運転席、助手席に警察官、計4人の警察官に囲まれて、万世橋警察署へ連行された。

警察署に着くと、取調室に連れて行かれ、調書を取り始めた。警察官(C)は「言いたくない事はいわなくてもいいが、嘘をつけば帰れなくなる」と脅した。Mは、混乱する中、できるだけ正直に話したが、同じことを幾度も聞き返され、「さっきと言っていることが違う」と厳しい口調で言われた。

Mが十徳ナイフを所持していたのは、十徳ナイフにはドライバーなどが付いていて電子部品などを購入したときにすぐにその場で正常に動くかどうかを点検するのに便利だからであって、ナイフで人を傷つけることが目的だったわけではない。軽犯罪法第1条第2号の「正当な理由がなくて」の要件を欠く。Mがそのことを説明しても、警察官(C)は、ナイフの先の部分を手に突きつける様に見せて、「こう突けば十分させますよね?」と言い、Mの説明に耳を傾けなかった。また、Mは十徳ナイフを隠し持っていたわけではなく、ふつうに鞆に入れていたに過ぎない。人を直ぐ殺傷できるようにポケット内に忍ばせていたというのとは全く異なる、常識的な行為である。この点は軽犯罪法第1条第2号の「隠して携帯していた」の要件を欠く。この点も警察官らは無視した。軽犯罪法第4条違反は明白である。

Mが、秋葉原にはハードディスク(パソコンの部品)を売りに来たこと、じゃんぱら

(という店)で査定中だったこと、その間にいろいろ散策していたこと、主にパーツショップや家電店を見て廻っていたことを説明しても、警察官(C)は「それだけではないだろう」と嫌疑をかけ続けた。何が何でも犯罪に仕立て上げようという態度だった。

十徳ナイフはMの所有物であるが、警察官(D)は、「所有権放棄しないと、また、来てもらうことになる」と言った。Mは、十徳ナイフが高価品でなかったことから、再度、警察署に来ることを考えれば所有権を放棄した方が楽だと考え、所有権を放棄した。

#### (5) 強引な指紋採取と顔写真撮影

その後、Mは警察官(E)に無理やり、指紋を採取され、顔写真を撮られた。犯罪が成立しないことは明らかであるから、そもそもMに対してこのような要求をすること自体が違法である。しかも、とられる前に、Mが警察官(C)に「そこまでは勘弁してもらえませんか」と何度もお願いし、明確に拒否しているにもかかわらず、警察官(C)は「警察官も全員とっている。とれば帰れる」と言い、別の警察官が指紋採取の部屋へ連行し、警察官(E)がMの腕を押さえつけて指紋を採取した。顔写真を撮影するときも、Mの同意を求めることさえせず、「じゃあ、写真を撮るからそこへ立って」と言うただけで、プレートを持たせてカメラの前に立たせ、Mの顔写真を撮影した。これで、Mの指紋と顔写真のデータは警察で犯罪者の照合のために半永久的に使いまわされることになった。

#### (6) 妻への連絡

最後に、警察官(F)はMに、「家族に迎えに来てもらえないと帰せない」と言った。Mが「小さな子供がいるので妻に来てもらうこともできない。父も高齢である」と言うのと、Mの電話で妻に連絡をして、やっと解放してもらえることになった。

#### (7) 「記録は一生消えない」

取調べ終了後、警察官(C)はMに、「前科はつくが、職場に連絡はしないからバレない。履歴書に書いても書かなくても調べようが無いし、警察は言わないから安心しろ。1年経てば前歴になるが記録は一生消えない」と言い、万世橋署の玄関でMは解放された。

以後、万世橋署からMへの連絡等は一切ない。東京区検へ送検したことの連絡もなかった。

#### (8) 検察は起訴猶予

本件、Mの代理人弁護士から万世橋署に問い合わせをしたところ、万世橋署では検察庁に書類送検しており、検察庁では「起訴猶予」処分になっていた。検察庁は、Mに弁解の機会を与えないまま、Mの行為を犯罪と決め付けた。

## (9) 万世橋署の回答

万世橋署の警察官らの上記対応について、今年2月13日、質問書を送付した。これに対して、万世橋署から3月16日付け回答書が送られて来た。そこには、「お申し出の内容について調査した結果、当署員の職務質問及び捜査手続に不適切な点は認められませんでした。」とあった。つまり、違法な点がないどころか、不適切でさえなかったというのである。

## 4 職務質問に関する電話相談

このような回答を受けて、秋葉原では上記のような職務質問や捜査が日常的に続くと思われ、職務質問、任意捜査における顔写真の撮影及び指紋の採取の強要について電話相談をすることにした。

2010年5月22日(土)午前10時から午後3時までの5時間余で、電話総数は22件、相談件数は19件だった。ほとんどが15分以上かかる内容で、いずれも、「なぜ、自分が職務質問されなければならなかったのか」「顔写真、指紋は拒否できないのか」という怒りと疑問ばかりだった。電話内容をいくつか挙げる。

### ① 十徳ナイフの所持は犯罪？

十徳ナイフを持っていただけで軽犯罪法違反とされた者が3名いた。

### ② 「何十回、声を掛けられましたか」

千住警察の警察官に何十回も、自転車に乗っているときに職務質問をされたという男性は、今年に入ってから4回、職務質問を受けた。2回は自転車に乗っているとき、2回は北千住駅構内を歩いているときだった。歩いているときに後ろから声を掛けられ、振り向きざまに「いい加減にしろ！」と怒鳴ったら、「何十回、声を掛けられましたか」と言われた。同じようにされている人がたくさんいることを、警察官自身が自覚していた。

### ③ マイクラ（仕事用の道具）

東急ハンズで売っているマイクラ（仕事用の道具）を腰につけて、仕事用の道具を買いに、秋葉原に行ったとき、職務質問され、パトカーを呼んで神田警察署に連れて行かれた。4時間取調べを受け、指紋と顔写真を取られた。弁護士に頼んで確認したら、すでに書類送検（軽犯罪法違反・凶器携帯）されていて、検察では不起訴にしていた。

### ④ 「ナイフを持っていないか」

秋葉原で、2人の警察官から「ナイフを持っていないか」と聞かれて、持っていた三徳ナイフを見せた。「警察署に来てくれ」と言われて、行った。取調室で質問された。氏名・住所・身上の調書を取られた。署名指印させられた。ナイフは没収された。その後、全身

写真・顔写真、十指全部の指紋と掌紋も取られた。靴裏もとられた。

## 5 問題点

### (1) 職務質問の要件

警職法第2条第1項の要件である「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」が、全く無視されている現実があります。

### (2) 顔写真の撮影と指紋の採取の要件

刑事訴訟法第218条2項は「身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長もしくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、前項の令状（注・裁判官の発する令状）によることを要しない。」としています。このことから「身体の拘束を受けて」いない被疑者について、指紋の採取、顔写真の撮影をするには、同法第218条1項の搜索・検証令状が必要なことは明らかであり、任意の取り調べにおいて指紋、顔写真の撮影を強要できないことは明白です。

しかるに、現実には、軽微な犯罪の嫌疑を口実に警察署に強引に連れて行かれ、被疑者としての取調べを受け、拒否し切れない心理状態になっているところで、指紋の採取や顔写真の撮影が強要されています。このような実態はおよそ任意の範囲を逸脱しており、明らかに違法です。

### (3) 軽犯罪法違反の要件

警職法第4条では、「この法律の適用にあたっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のために之を濫用するようなことがあってはならない。」と規定しているが、全く無視されています。

軽犯罪法第1条第2号は「正当な理由がなくて刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帯していた者」とあり、同号は、「刃物、鉄棒その他人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるような器具」であるか否かだけを要件としているのではなく、「正当な理由がなくて」及び「隠して携帯していた」を要件としています。しかし、実際には、「正当な理由がなくて」及び「隠して携帯していた」に関する被質問者の説明に耳を傾けることなく、同号違反とされています。これは明らかに誤った法解釈です（検察庁がこのような警察実務を追認していること自体も重大な問題です。）。

このようなことが日常的に行われているのも、原因は、職務質問のノルマと、任意捜査における被疑者の顔写真の撮影と指紋の採取のノルマがあるせいです。

## 6 解決策／ノルマの中止等を

警察官のこのような異常な活動を止めさせる必要があります。

そのためには、なによりもまず、職務質問のノルマ、任意捜査における被疑者の顔写真の撮影と指紋の採取のノルマを中止することです。軽微事件については、被疑者の顔写真の撮影と指紋の採取を禁止すべきです。さらに、すでに取得した任意捜査の被疑者の顔写真・指紋データについて、被疑者のデータ抹消請求に応じるべきです。

最後に指摘した、被疑者のデータ抹消請求については、今年、2件の実績があります。1つは、泣きじゃくる女性について無理やり顔写真撮影、指紋採取をした警視庁光ヶ丘署で1月、もう1つは、飼い犬が隣人を咬んだという過失傷害事件（親告罪）で隣人の告訴が無いのに被疑者として取調べ顔写真撮影、指紋採取をし、告訴期間経過後、警察官が被害者を騙して告訴状を作成させた茨城県警太田署で5月、それぞれ、被疑者の顔写真・指紋データの請求に応じました。

警察の存在意義は、国民総犯罪者化、国民全員を被疑者リストに組み込むことではありません。

冒頭の申入れの趣旨につき、本日より、1ヶ月以内に書面で連絡先あてにご回答くださるようお願い申し上げます。

以上